

人國憲 第二〇一號

昭和十九年八月

日 裁可昭和 年 月 日 施行 昭十九年八月八日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官長



昭和十九年八月十八日

内閣書記官長

賞勳局總裁宛

申牒

二天  
遼信大臣勲四等村田省藏儀

内閣

叙勲 以來常ニ職務ニ精勵シ勲勞

不尠其ノ成績顯著ナルヲ確認ス仍テ勲等

進叙ノ儀詮議相成度

追テ履歴書添附ス 尚本件ニ支那事變

行賞發令ニ伴ヒ遡及取扱ヲ受クヘキ

モノニ付然ルヘテ御取計相成度



大日本帝國政府

官人第二七八九號

昭和十九年七月十二日

大東亞大臣官房 人事課 長

内閣官房 人事課 長 殿

定例救勳ニ關スル件

特命全權大使村田省藏支那事變ノ功ニ依リ昭和十五年四月二十九日  
附ヲ以テ勳四等瑞寶章ニ叙セラレ候ニ付（貴族院ヨリ上申）遞信大  
臣トシテ通教方御取計相煩度及御依頼候



109  
19.7.13  
付受

裏面白紙